

2 計画の見直し

(1) 中間見直し

本計画では計画期間を令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間としています。計画5年目の令和8年度(2026年度)には、以下に掲げる項目を見直すことで、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況に柔軟かつ適切に対応します。ただし、計画の根幹である、基本理念(目指す都市像)及び基本方針は変更しません。

- ・ 本計画策定以後に制定・改定された関係法令や関連計画との整合を図るため、また、社会情勢の変化や新たな環境問題への対応を図るために、施策以下を見直します。
- ・ 関連計画の改定などによる目標値の変化や、現状に即さなくなった成果指標を見直します。

(2) 次期計画の策定

本計画の最終年度である令和13年度(2031年度)には、進捗状況や課題を評価し、本市や環境の変化等を考慮した上で、次期計画を策定します。